

空き家対策・相続対策をお考えの方に、信託で描く家族の将来図

「家族の信託」のすゝめ セミナー

「家」は私たちを雨風から守り、快適な空間を提供してくれます。
「家」は人生の楽しいこと、嬉しいこと、悲しいこと、辛いこと…を
静かに包み込んでくれます。

その家のドラマがそこにあります。

空き家になってボロボロになるのを防ぎたい。
新しい家族を見守ってくれる家として繋げたい。

それを活かせるのが「家族の信託」です。

認知症と共に生きる現代における、新しい相続のカタチ。
一緒に考えませんか？

■ 日時 12/17 日 13:00～14:00

参加無料

■ 場所 出島メッセ長崎

1階101会議室
(長崎市尾上町4-1)

*JR長崎駅西口より徒歩1分

事前予約不要です！相談会

講演：家族の信託のススメ

まちづくり総合住宅フェア内で開催！



出展ブースで
行政書士・宅建士等による
無料相談も実施します
(10～16時)

*この取組みは、令和5年度国土交通省
空き家対策モデル事業の採択を受けて
実施しています。

経験豊富な専門家による
相続や家族の信託などについての
ご質問をお受けしております

『マンガで分かる！
家族の信託』無料贈呈

講師：一般社団法人家族の信託ながさき連絡協議会
代表 宿輪 徳幸 (行政書士FPしゅくわ事務所)

家族の信託とは…

所有者が認知症になると、自宅が空き家になっても売却等の処分ができず、相続までそのまま放置され劣化が進みます。「家族の信託」では、信託契約で自宅等の管理処分権限を信頼する家族等に移動できます。施設の入所等で空き家になった場合には、管理処分権限を持つ家族等の判断で、リフォーム工事をしたり、賃貸に出したり・売却したり、自宅を価値ある財産として生かすことができます。信託期間中は、元の所有者などのために財産を活用し・利益を給付します。さらに、信託が終了時に残った財産の分け方まで指定できるため、相続対策としても大きな効果があります。